

第34回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	令和5年5月25日(木) 午前10時00分～正午			
開催場所	古町ルフル4階 新潟市役所ふるまち庁舎 401会議室			
	委員氏名	出・欠		備考
会長	西村 伸也	出		
会長職務代行	岡崎 篤行	出		
	橋本 学	出		
	増子 和美	出		
	大滝 聡	出		
	寺尾 昌樹	出		
	小川 峰夫		欠	
	久保 有朋	出		
	本間 海渡		欠	
	桜井 理恵子	出		議事録確認
	田中 朋子	出		議事録確認
	榎本 実起子	出		
	加藤 貴之	出		
	荒川 義克	出		
	能登谷 巖	出		
	藤山 里美	出		
	染谷 秀徳	出		
	東海林 晃		欠	

(司会)

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第34回新潟市景観審議会を始めさせていただきます。本日はご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議の進行を務めさせていただきます、まちづくり推進課課長補佐の横田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会議に先立ち、都市政策部長の武石よりごあいさつを申し上げます。

(武石都市政策部長)

皆さま、おはようございます。都市政策部の武石と申します。よろしくお願いいたします。本日は大変お忙しいところ、第34回景観審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は三つの議題がございまして、一つ目は、新潟駅・万代地区周辺の良好な景観形成についてでございます。新潟駅・万代地区周辺につきましては、今年3月に地区の将来像を示します将来ビジョンを商店街や関係団体、有識者の皆さまと共に策定させていただきました。この将来ビジョンに基づきまして、新潟駅・万代地区の良好な景観形成に向けた計画作りを進めていきたいと考えております。

二つ目は、屋外広告物条例に関しまして、現在、整備が進んでおります新潟駅前の万代広場、こちらにつきまして、屋外広告物の禁止区域を追加変更するもの。

三つ目は、屋外広告物の禁止地域や禁止物件につきまして、規制緩和するものでございます。

また、最後には、信濃川沿岸地区の景観計画等の変更に関しまして、パブリックコメントの実施結果についてご報告させていただきたいと思っております。本日は活発なご議論くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、昨年9月の委員改選より初めてご参加いただく寺尾様と、今年の4月より委員交代となりました加藤様のご紹介をさせていただきたいと思っております。一言、ごあいさつをお願いいたします。弁護士の寺尾昌樹様です。

(寺尾委員)

バンビル法律事務所の寺尾と申します。前回欠席いたしまして大変失礼いたしました。今回から会に参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

(司会)

新潟県広告美術業協同組合の加藤貴之様です。

(加藤委員)

はい。新潟県広告美術業協同組合からこちらの職に出向させていただきます、カトウ・サイン工業株式会社の加藤と申します。看板関係を扱っておりますので、この景観を形成するという意味では、うちの業界はかなり重要な部分を担っているのかなと思います。業界の立場からいろいろと意見を言わせていただければと思っております。

ただ、業界としての立場だけでなく、やはり市民の立場として、新潟市の良好な景観を

作るためにいろいろと意見をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。続きまして、本日の会議出席状況を報告いたします。欠席委員は、名簿順に、建築家の小川峰夫様。公募委員の本間海渡様。新潟県新潟地域振興局地域整備部長の東海林晃様。以上、3名の委員が本日も欠席でございます。本日の審議会は、18名の委員のうち15名の方々がご出席でございますので、新潟市景観審議会規則第5条第2項の規定により、委員定数の半数以上が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、事務局より、令和5年度人事異動により当課の課長が異動となりましたので、自己紹介をさせていただきます。

(高島課長)

この4月より参りました、高島と申します。前職はみどりの政策課で、景観と緑とは切っては切れないものなのかなと考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

(司会)

続いて、会議に入ります前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。次第、第17期新潟市景観審議会委員名簿。資料1、新潟駅・万代地区周辺の良い景観形成について。資料2、新潟駅万代広場の屋外広告物禁止地域の追加変更について。資料3、屋外広告物禁止地域及び禁止物件への広告物等の掲出緩和について。資料4、信濃川沿岸地区の景観計画等の変更(案)に対するパブリックコメントの結果について。参考資料1、新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン。参考資料2、新潟市屋外広告物条例のあらまし。参考資料3、新潟市屋外広告物条例・施行規則・告示(抜粋)。最後に受付で配布いたしました、第34回新潟市景観審議会座席表。以上でございます。資料に不足等ありましたらお声掛けください。

次に、会議の進め方について説明いたします。本会議は、議事録作成のために録音しております。ご発言の際には、係の者がマイクをお持ちしますので、お名前をおっしゃってからお発言をお願いいたします。なお、本会議は、公開することになっております。作成した議事録は、ホームページなどに掲載させていただきますのでご了承願います。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。西村会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(西村会長)

それでは、よろしくお願いいたします。今日は、議題が三つと報告が一つでございます。ぜひご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、写真撮影を希望されている方がいらっしゃいます。新潟市景観審議会の傍聴に関する要領4の③により撮影を許可します。よろしくお願いいたします。

最初に、新潟市景観審議会運営規程第3条により、議事録を確認する委員を決めさせていただきます。今回は、桜井委員と田中委員の2名にお願いいたします。よろしいでしょうか。

田中委員、よろしいでしょうか。

(田中委員)

はい。

(西村会長)

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。議事1、新潟駅・万代地区周辺の良好な景観形成についてです。事務局から説明をいただいた後、質疑をしたいと思います。それでは、事務局、よろしく申し上げます。

(事務局)

事務局のまちづくり推進課の塩谷と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、議事1、新潟駅・万代地区周辺の良好な景観形成についてご説明いたします。配布資料、資料1もしくはスクリーンをご覧ください。本日の議事の趣旨としては、新潟駅・万代地区周辺において良好な景観の形成に向けた施策の策定を今後取り組んでいく予定でありまして、その報告としてご説明をさせていただくものです。

まず、取り組みの背景についてご説明いたします。本市では、平成30年度に新潟都心の都市デザインを策定しています。都心エリアの拠点性向上に向け、都市構造を構築する軸を設定し、それぞれのエリアで特色あるまちづくりを展開していくこととしています。新潟駅から古町を結ぶ都心軸に加え、副軸として弁天ルート、花園ルートが設定され、街の核となるゾーンをつなぐ軸としてアイデンティティを形成していくこととしています。

新潟都心の都市デザインの実現に向け、新潟駅・万代地区周辺エリアの将来の姿や方向性を詳細に示す新潟駅・万代地区周辺将来ビジョンが昨年末に策定されました。この地区の将来ビジョンとして、人と人がつながり、新たな魅力や価値が創出される人中心のまちと示されています。取り組み方針としては、図に示すような各ストリートの特徴を生かしながらまちづくりを進めることとしています。

各ストリートごとに特色を生かすための取り組み方針というものを整理しておりまして、主要なストリートを抜粋してご説明をさせていただきますと、都心軸・新潟駅周辺においては、風格と機能を併せ持つ都心の象徴的なストリートとして道路空間の活用や、オープンスペースの創出、業務・商業などの多様な高次都市機能の導入などを掲げています。

万代地区においては、居心地よく楽しく回遊できる体験・時間消費型ストリートとしてグランドレベルのオープン化や、ウォークアブルな滞留空間の創出などを掲げています。この将来ビジョンに基づき、景観面においても、これらの方針の実現に向けて取り組んでいく必要があるという状況です。

次に、新潟駅・万代地区周辺における景観施策の策定に向けた取り組みについてご説明いたします。当市の都心部における景観施策の取り組みの現状としまして、今まさに検討中でありまして、信濃川沿岸地区の景観計画特別区域の見直しや、榎谷小路周辺地区においては、令和4年3月に景観ガイドラインを策定しています。

また、万代シテイは、広告物による街のにぎわいの創出を図るため、広告物の掲出自由

度を高める広告物活用地区として指定しています。今後、将来ビジョンが策定されました新潟駅・万代地区周辺において、景観の施策の策定に向けて取り組んでまいりたいと思います。

施策の策定に先立ちまして、当該地区の現状の景観特性について主要なエリアを抜粋して整理していきたいと思います。

まず、都心軸ですが、写真にお示ししています通り、建築物の意匠については、部分的な石調の利用であったり、ガラス張りのカーテンウォールなどの採用といった、風格を感じるしつらえとなっております。建築物の色彩は、無彩色やタイルの茶系色が多く、落ち着いた印象となっております。屋外広告物は、事務所系ビルは洗練された広告物となっております、一部の商業系ビルはにぎわいある広告が掲出されているという状況です。

続いて、万代地区です。建築物の意匠の大きな特徴として、建物がセットバックされて、ゆとりある空間が創出されています。写真の万代シテイ通りは、道路空間とセットバック空間が一体となって利活用されている通りとなっております。建築物の色彩には、商業施設らしさを感じる配色であったり色彩が使われています。屋外広告物として、万代シテイエリアは、広告物活用地区に指定をしており、大規模な広告物が掲出可能な地区となっております。このこともあり、広告物が街の活気につながっているということが感じられるかと思えます。

続いて、弁天ルートです。建築物の意匠として一部の事務所系ビルは高層な建物がございますが、飲食系は比較的低層の建物が多く配置されておりまして、外観には個性的な装飾などが使用されています。建築物の色彩には、アクセントとして高彩度な色彩などが使用されておりまして、華やかさを感じるようなしつらえとなっているという状況です。屋外広告物は多彩に掲出されておりまして、掲出面積も比較的大きく、活力を感じるような状況となっているということです。

ここからは、参考として、他都市における都心部の景観施策の取り組みの事例について少しご紹介したいと思います。まず、札幌市では、品格という観点から、洗練された建築物や広告物となるように取り組まれております。景観計画の重点区域として、建築物に使用できる色彩の制限や、屋外広告物条例の広告物整備地区として、屋上広告を認めない、壁面広告は自家用広告のみといった制限が設けられています。

続いて、大阪市では、にぎわいの観点から、壁面後退による空間の創出が取り組まれています。景観計画の重点区域として、1階の外壁は街路から2メートル以上後退し、歩行者空間とするといった制限が設けられています。

名古屋市では、個性を生かすという観点から、商業・娯楽・文化などの個性の創出に取り組まれています。景観計画の重点地区として、建築物は、にぎわいを高めるため、個人的で質の高い魅力的なデザインとする、多様な表情の店舗がモザイク状に並ぶ街並みの形成に努めるといった基準が設けられています。この今池地区というのがいわゆる繁華街のエリアということになっておりますが、景観計画の一般区域として設けられている建築物の色彩の基準などと比べて、比較的自由度の高い基準が設けられておりまして、より街の

個性を生かすための工夫が行われているという事例です。

ここまで、他都市の取り組みを参考にしながら、将来ビジョンに示される方針や、現状の景観の特性を基に、主要なエリアの抜粋ではありますが、景観の施策の策定に向けたキーワードを整理していきますと、都心軸・新潟駅周辺では、品格、緑化、洗練された広告案内機能。万代地区では、ゆとりある滞留空間、グランドレベルのオープン化、活力を感じる広告物。弁天ルートでは、個性、多様な表情、活力を感じる広告物といったものが挙げられます。これらの方向性を基に、エリアごとの特色を生かした景観の取り組みが重要になってくると考えております。

当該地区の景観形成の目指す方向性として、市としては、新潟都心のふさわしい現代的な品格とにぎわいのある都市景観の形成ですとか、各エリアの特色を生かしながら、つながりある街並みを形成し、エリア全体の魅力と価値の向上に向けて取り組んでいく必要があるかと考えております。

景観の施策の策定に向けては、各エリアごとで街並の特性が異なることから、各エリアの目指す景観に適した手法を選択していく必要があると考えています。今後、具体的な検討を進めていく中で、各エリアごとに個別の施策を策定していくことも考えられます。施策の策定例としては、景観計画における新たな特別区域の指定や、屋外広告物条例における洗練された広告の基準の設定、また、反対に、活用のための手法としての広告物活用地区の指定、また、景観ガイドラインの策定などが考えられます。具体的な手法については、今後、地権者の方々からご意見をいただきながら、必要な施策を検討していきたいと考えています。

最後に、今後の流れについてご説明いたします。今後、まず主要な地権者の方々からご意見を賜りながら、景観の方向性の検討や施策内容の基準案の検討、景観ガイドラインの策定といった検討を進めていく予定です。

地権者の方々からの意見によって変動する可能性はありますが、市としては、榎谷小路周辺地区と同様、まずは、当該地区における景観ガイドラインを策定した上で、景観形成の目指す方向性を広く周知し、その後、さらに地権者との合意を深めて、条例改正等の施策の策定に向けて、エリアごとに順次取り組みを進めていきたいと考えております。また、施策の策定の手続きに当たり、随時、景観審議会の委員の皆さまにもご意見を賜りたいと考えております。

以上でご説明を終了いたします。取り組みの方向性などの観点から、皆さまのご意見をお聞かせいただきたいと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

(西村会長)

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご意見、ご質問があればお受けします。マイクをお持ちしますので、名前をおっしゃってからご意見、ご質問をお願いします。

(増子委員)

ユニバーサルカラープランナーの増子です。資料1のページ14ですが、将来のビジョンということで、こちらでキーワードが整理して書かれておりますが、ここで緑化というキ

ワードが出ております。この緑化は、新潟市にとってとても大きなキーワードなのかなということで、ずっと審議会に参加していて、このキーワードが非常に大事なんだなということを感じています。

けれども、せっかく緑化をしても、草花より鮮やかである色が周囲にある場合、その対比が強くなって草花の豊かな自然の色合いが感じられなくなるという現象が起こるんですね。逆に、建物とか広告物の彩度を抑えることによって、季節ごとの移り変わりの草花の自然の生き生きとした鮮やかさが感じられるということがあります。

緑化は、植えればいいわけではなくてその手入れも大事なんですけれども、その周辺の整備も含めて緑化として意味を成すのではないかと考えております。古町のアーケードに見られる風景でも、緑化として植えられている草花よりも、結構鮮やかな色が周囲に使われているという傾向が見て取れます。そうすると、草花の生き生きとした鮮やかな色が感じられない結果となっています。緑化を推進していく上で、この点は十分配慮が必要なのではないかと考えております。以上です。

(西村会長)

事務局から、何か緑化について考えていらっしゃることはありますか。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。今、増子委員からご指摘がありましたように、例えば、ほかの都市ですと、仙台の青葉通や、定禅寺通の景観の主役はケヤキの並木だったりしまして、その建築物のデザインは、ケヤキを意識したデザインにするような基準の内容が一部盛り込まれていたりします。そういう事例もありますので、緑化の位置付け、あるいは、今回、新潟の都心軸や万代地区の景観の主役が何なのかということも一番大事なんですし、当然、緑化をする中で、建物の色とか屋外広告物の色との調整、そんなところも意識して、今後の基準作りを検討していきたいと思っております。

(西村会長)

いいですか。

(増子委員)

はい。

(西村会長)

荒川さん、何か緑化についてご意見いただければと思います。

(荒川委員)

新潟市造園建設業協会の荒川です。増子委員からご指摘いただきありがとうございます。今の全体の建築の主体というのは、緑と建物の調和というのは、結構今はございまして、今、加藤さんからお話がありましたけれども、木が育つには結構時間がかかると思いますか、仙台の青葉通の計画でも、何十年もしっかり管理して、それでやっとあそこまでになってということなので、非常に時間がかかるということで、やはり市民の理解も必要ですし、継続した維持管理とか、継続した取り組みというのが必要なんですけれども、なかなかそれが、申し訳ないですけども、理解されていないというのが現状なんじゃない

かなと思います。

新潟市内の街路樹についても、残念ながら、落ち葉があると、住民から苦情が出たりとか、正直言いまして、すごくございまして、なかなかそこら辺の市民の熟成というか、市民の緑に対する啓蒙活動もしていかないと、なかなか理解できないということがありまして、この都心軸については、企業も参加しながら、また、見せる緑化といいますか、要素もございまして、そういう意味で、お金とまた時間をかけてやっていくのがいいんじゃないかなと思っております。

(西村会長)

ありがとうございます。ほかに何かご意見、ご質問はありますか。

(橋本委員)

ちょっといいですか。

(西村会長)

はい。橋本先生。

(橋本委員)

緑化ってすごく大変な、都市軸で緑化を広めていくというのはすごく難しい問題だと思うんですが、ここでの緑化というのは、草花の緑化というよりも、街路樹、高木類であったりとか、そういうものの必要性というのは、多分、人工物でできた看板であったり、建物だったり、そういうものに対して、生命というか、生きている緑を入れることによって、逆に調和というか、人工物を打ち消してくれる。で、人間も動物なので、そこら辺、何かこう、豊かさというのが逆に感じられるんじゃないかなと思ってます。

だから、チューリップのポットをただ並べたのが緑化とは、この場所では言えないと思うんです。やっぱり道路に向かって歩行するときの心地良い木陰であったり、そういうものが都心軸で芽生えれば。

難しいですね、それを維持管理していかなきゃいけない。建物もセットバックしなきゃ、これも具現化できないでしょう。ただ夢を描いて将来ビジョンに加えていくということはいいことではないかなと思ってます。ありがとうございます。

(西村会長)

ありがとうございます。ほかにありますか。どうぞ。

(増子委員)

ユニバーサルカラープランナーの増子です。もう一点、これは提案というかたちになるんですが、ページで言うと8から10になりますが、現状の景観の特性ということで書かれていますけれども、現状の建築物意匠・色彩、屋外広告物等の記載については、今後の発展・整備を視野に入れて、客観的分析が必要なのではないかなと感じました。これは、データを活用することで、その地区の特性を客観的に把握できるのではないかと思います。その上で、問題点等を市民レベルで共通認識しやすくして、市民が望むべき方向性が見えてくるのではないかと思います。

例えば、広告物の規模はそれほど大きくはなくても、密度はどうなのかという問題があ

と思うんですが、万代エリアでは、道路幅が狭いという特徴から、広告の規模は小さいんですけども、密度が多く感じられる傾向ではないかなと感じます。

こういった点から、景観情報ツールとして三つの分析を提案したいと思いますが、各エリアの雰囲気とか、印象、エリアの活用用途等の市民への調査などをしてみるのも一つのことかなと思っています。屋外広告の密度等の分析も必要。そして、エリア内の一定規模の建築物、屋外広告物を対象とした色彩調査をグラフにしてプロットしていく。こういった分析、客観的分析結果を残していくということは、ほかの地域との比較ともなりますし、今後の地域の変化と、それに伴う人の流れとか、動きとか、そういったものを把握する上でも重要となってくるのではないかなと思っています。以上です。

(西村会長)

広告のことですが、加藤さん、何かご意見ありますか、今のことについて。

(加藤委員)

はい。広告美術業協同組合の加藤と申します。今ほど言われた意見に対してですけども、派手な色使いというのは極力控える部分も大事ななとは思いますが、市民の意見を募集するということに関して言うと、邪魔になっている人しか意見を言わない傾向が、多分、市民の方は多いんじゃないかなと思っていて、普段目にして、ああ、この広告があるからここに行こうと思っている人、役に立っている人、要するに、誘導に役に立っている人というのはあんまり意見を言わない傾向があると私は思いますので、その意見が全てではないと思っています。

(西村会長)

ありがとうございます。事務局側で、今のことについて考えていらっしゃることはありますか。

(事務局)

はい。まちづくり推進課の塩谷です。今、2点ほどあったかと思うんですが、まず、市民の方々への調査というところで行きますと、まず、このエリアの主要な地権者の方々のご意見の調整等もこれからの段階というところもございますので、まずは、地権者の方々のご意見を伺いながら、地権者の方々が考える方向性をまず第一に考えながら基準の検討については進めていきたいというところで、今後、必要に応じてそういった意見を聞く場についても検討していきたいと思います。

続いて、広告物の調査関係の件ですけども、昨年度当課で、建物関係ですとか、広告物を含めてなんですが、このエリアの現状のデータを分析するために調査を行っております。その中で、今おっしゃられていたような広告物の色彩の密度といったものをかなり深く掘り下げるような調査までは行っていない部分があったと思いますが、広告物のサイズや建物の色彩と工作物の色彩など、そういったものに関して、データでまとめている段階になりますので、そういった客観的なデータも今後の基準作りの中での根拠とさせていただきながら検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

(西村会長)

データを解析するとき、増子さんにもご相談いただいて、少し知恵を借りるようにしていただけたらいいと思いますけれども、どうでしょうか。

(事務局)

はい。そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

(西村会長)

ほかにありますか。どうぞ。

(大滝委員)

中身というよりは、今後の流れについてなんですけれども、合意形成、主要な地権者との検討というところで、この三つの今、恐らくある程度足並みをそろえて進めていこうとかたちなのかなと思っているんですけれども、都心軸と万代地区と弁天ルートの三つが地権者についてだいぶ特性が変わってくるなと思ひまして、特に都心軸と万代地区のほうは、一つの建物の規模が大きいので、地権者、建物所有者がある程度まとまっているので合意形成の進め方のほうもある程度集まりやすいと思うんですけれども、弁天ルートについては、非常に地権者が多そうだなと感じますので、この辺り、一つは、弁天ルートのほう、目途が、それこそ組合だったり、そういった個々の店舗でない、ある程度合意形成を図る上での見通しが今あるのかどうかということと、あとは、その辺り、スケジュール的に足並みがそろわなくても、随時、できるところから進めていく方針なのかどうかについて、今後の流れについて考えられているところを教えてくださいと思います。

(西村会長)

事務局お願いします。

(事務局)

はい。まちづくり推進課の塩谷です。今後の流れの部分でのご回答については、おっしゃる通り、やはり景観の特性といいますか、各エリアごとでかなり違うものになっているという現状があるかと思ひますので、どういったかたちでまとめていくかということに関しても、エリアごとでより目指す方向性をそれぞれ個々に考えていく必要があるかと考えております。

それは、地権者の方々、商店街組合さんなどを含めて同じ考えかなと思ひますので、今後の流れとしては、昨年度、将来ビジョン策定に当たりましてご協力いただきました中心街の商店街の方々や、そういった主要なメンバーが集まっている組織がございますので、そういった場を活用させていただきながら、主要な地権者の方々への意見聴取を進めていきたいと考えております。

その後、さらに幅を広げて、そういった商店街組合さん以外の方々の方々の範囲についても、また随時説明会等々を開催して意見を賜っていきたくて考えております。

(西村会長)

能登谷さん、何か今のことについてご意見があればお願いします。

(能登谷委員)

今、いろんな意見を伺っていて、特に緑化ということについて、もし樹木を考えるので

あれば、相当時間がかかるということもありますし、樹木の種類によっても全然違いますし、仙台の状況を見てみると、本当に樹木が主役のようなかたちでいいんですけども、例えばイチョウとか、そういうものについては、だいぶ不満といたしますか、苦情もあるというようなことも聞いておりますし、もし樹木ということで考えていくのであれば、相当前からシミュレーションですね、こういうものであればこうだということを示しながら緑化を考える必要があると思うんですけども、例えば、この緑化については、何か事務局のほうは、どういうものというような案はあるのでしょうか。

(西村会長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。具体的な部分、樹種の目途があるかどうかというご趣旨だったかなと思うんですけども。

(能登谷委員)

緑化について、樹木を考えていないのか、それも含めて考えているかという。

(事務局)

そうですね。現時点では、街路樹はこの樹木、既存の樹木はイチョウだったりしますが、それを今後どうしていくというものは、現時点では決めているものはないという状況です。

(事務局)

高島です。よろしく申し上げます。緑化につきましては、基本的に行政が行っている街路樹、あと、そのほかには、民有地の中でも緑化というかたちで大きく分けるとあるわけですが、特に、この都心軸、東大通につきましては、今は主にイチョウというところであるわけですが、限られた今の空間の中でこういった樹種がいいのかということ、駅がこれからできるという中で、交通量等も加味しながら、今の車線数でいいのだろうかということも含めて、空間の再構築を今後検討していくことも今は考えております。

そうした中で、今のイチョウがいいのか否か、ひょっとしたら、ケヤキがいいのか。ケヤキとなると、例えば、駅南だったり、万代だったりとも重複するわけですから、違った植物がいいんじゃないかとか、今後、その辺は検討の余地があるのかなど。今、現段階では、事務局としては、このエリアはこの樹種、このエリアはこの樹種というところは、今のところは持ち合わせておりません。

(西村会長)

よろしいですか。ありがとうございます。はい、どうぞ。じゃあ、これを最後の質問にさせていただきます。

(大滝委員)

NPO法人まちづくり学校の大滝です。一つお聞きしたいんですけども、市民が景観形成に関わる余地、参加できる余地というのはあるのかどうかということなんですけれども、個人的には市民に参加していただいてというか、市民が参加するまちづくりというも

のが、僕は、新潟らしさの一つだと思っているので、そういうものをどんどん推進していきたいという気持ちがあって、市民ができることと、それから行政がやるべきことと、それから、協働でやるようなことというのを少し分けていただいて、何か景観形成ということに関する意識を市民レベルでも高めていくということって必要なのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(西村会長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

今回の議題1の駅・万代というところだと、最後の説明でもありましたけれども、まずは、地権者がどういう方向性を持っていくのかといったところが一番大事なんだろうと考えております。その中で、市民というのは、どのレベルの市民、範囲のことなのか、イメージが私もちよっと理解できなかったんですけれども、少なくともご意見を伺うという場は、パブリックコメントというのはあるのかなと思います。

市民啓発という部分では、過去にも景観賞を新潟市で行ってしまして、景観の啓発というのは一定のレベルにはある程度達しているんだろうと思っております。その中で、より一層、啓発して高めていくというところの手法というのは、今後、こういった景観施策をやっていく中でどういうふうに巻き込んでいくともっとより良くなっていくのかという視点を持って検討していかないといけないのかと感じています。

(西村会長)

今の大滝さんのご意見は、緑の戦略について、住民参加を取り入れる部分がきつとあるだろうから、そこを考えてねということだったような気がしますけれども、そうでしょうか。ぜひ考えてください。はい、どうぞ。

(事務局)

おっしゃる通り、直接景観を作るのは地権者かもしれませんが、それが多くの市民の思いと違うようではうまくないとわれわれも感じますので、そういった市民の意見も取り入れながら進めていくべきだとわれわれも考えております。

(西村会長)

はい、ありがとうございます。たくさんのご意見ありがとうございました。議事2に進みたいと思います。議事2は、新潟駅万代広場の屋外広告物禁止地域範囲の追加変更についてです。事務局からご説明いただいた後、皆さんで議論したいと思います。お願いします。

(事務局)

はい。続いて、議事2、新潟駅万代広場の屋外広告物禁止地域範囲の追加変更についてご説明いたします。配布資料の資料2もしくはスクリーンをご覧ください。

初めに、条例および告示の改正スケジュールをご説明いたします。これからご説明する議事2と議事3につきましては、新潟市屋外広告物条例とその告示の改正が必要な内容となっております。こちらには、条例および告示の改正までのスケジュールを示しています。

本日の景観審議会にて皆さまにご意見を賜り、その結果を踏まえて6月から7月にかけてパブリックコメントを実施し、市民の皆さまのご意見を伺いたいと考えています。

市民意見を反映した上、今年の夏ごろに、再度景観審議会を開催し、改正内容に関して諮問・答申をいただきたいと考えています。その後、議事3の内容が条例の改正となりますので、今年の12月議会での審議を経て、来年の4月に改正施行を予定しています。

議事2の内容が告示の改正となりますが、新潟駅万代広場の禁止地域の追加変更に係る告示の改正については、整備工事の関係で、広場が段階的に部分供用を開始されていくということでございますので、広場の供用開始に合わせて告示の改正施行を行う予定としておりまして、初回の改正は、令和5年度末を予定しています。

次に、ご存じの方とそうでない方いらっしゃると思いますが、新潟市屋外広告物条例の概要についてご説明いたします。初めに屋外広告物の定義として四つの要件がございます。屋外に表示されるもの、公衆に表示されるもの、常時または一定期間継続して表示されるもの、看板、貼り紙、広告物など、建物や工作物などに表示されるもの、この要件に全て当てはまるものが屋外広告物となります。屋外広告物の例として、屋上、壁面、野立て広告などがあり、可動の立て看板や貼り紙なども該当します。なお、自家用広告物とは、自己の店舗などの営業内容などを示す広告のことを示して、非自家用広告とは、自己の店舗などがない場所で示す広告ということになります。

次に、新潟市屋外広告物条例の概要についてですが、平成8年に市の条例が制定されました。条例では、良好な景観、風致、安全の観点より、屋外広告物の掲出について規定しています。市内の全域が許可地域か禁止地域のいずれかに分類されておりまして、許可地域は、許可を受けた上で広告物が掲出できる場所、禁止地域は、広告物が原則掲出できない場所となっています。また、広告物を原則掲出できない禁止物件を規定しています。

制度の内容として、広告物の掲出には許可制度が規定されておりまして、広告物の種別ごとに、大きさ、位置、個数などの規格基準を定めています。基本的には、新潟市内全域で共通の基準となっておりますが、景観計画の特別区域については、この規格基準を別途定めることが可能となっております。

また、景観事前協議制度という一定規模以上の広告物については、景観の観点で許可申請の前に事前協議を行う手続きを設けています。

規格基準について、壁面広告を一例にご説明いたします。規格基準では、屋外広告物の高さや表示面積、表示位置などを規定しています。壁面広告では、設置高さをビル名称などを除いて15メートル以下、表示面積を壁面の4分の1以内、表示位置を壁面の端から突出させないもの、窓または開口部をふさがないものといった基準が定められています。同様の基準がほかの種類の広告物にも定められています。

次に、屋外広告物の禁止地域として、一部抜粋となりますが、以下に示す場所のうち、太字で記載している市長が指定した場所が禁止地域となっています。風致地区や文化財のあるエリア、市街化調整区域の高速道路や新幹線の沿道、都市公園、新潟駅前広場などを禁止地域に指定しています。

次に、禁止物件として、こちらも一部抜粋ですが、図に示す物件を禁止物件として指定しています。街路樹や信号機、道路標識と路上変圧器、電柱や街灯柱、景観重要建造物や景観重要樹木などを禁止物件に指定しています。

次に、適用除外についてです。禁止地域や禁止物件では、原則広告物は掲出できませんが、社会生活上必要なもので基準に適合したものは、規制の一部が適用されず、広告物が掲出できるということにしております。許可申請が不要な場合もありますが、規格基準は守る必要があるということです。

以下、一部抜粋になりますが、法令の規定により表示するもの、地方公共団体が公共的目的を持って表示するもの、講演会、展覧会または音楽会等のためにその会場内に表示するもの、自家用広告物や管理用広告物で個数や面積が小さいもの、禁止物件に管理上表示するものなどが適用除外となっております。

続いて、新潟駅万代広場の屋外広告物禁止地域範囲の追加変更案についてご説明いたします。まず、新潟駅周辺整備事業の概要についてご説明いたします。新潟駅周辺では、連続立体交差事業や幹線道路整備事業など、新潟駅とその周辺のリニューアルに向けた整備が進められています。事業の一つであります駅前広場整備事業では、旧万代口駅舎の跡地を含めた広場の整備、鉄道との乗り換え機能を図るターミナルとして新潟駅バスターミナル、高架下交通広場の整備が進められています。

現時点での整備スケジュールとしまして、令和5年度末に、新潟駅バスターミナルおよび万代広場の東側が供用される予定であります。令和6年以降、広場の整備に合わせて残りの広場が供用を開始される予定となっております。

ここから広告物の本題に入りますが、新潟駅前広場およびその周囲については、現状、市の玄関口として良好な景観の形成を図るために禁止地域に指定しています。図に示すグレーで色塗りされた範囲が禁止地域の範囲となっております。なお、旧万代口駅舎は、もう既に解体が進んでおりまして、広場としての整備が現状進んでいるという状況です。

このたびの万代広場の整備に伴いまして、もともとの万代広場に加えて、新たに整備される広場部分を禁止地域に追加変更する改正を検討しています。図に示す赤色の色塗りされた範囲が旧万代駅舎の跡地で、広場として整備される範囲となっております。今回、新たに禁止地域に追加する予定の範囲となっております。南口の広場については、変更はございません。

イメージパースにて詳細にご説明いたします。高架下交通広場は、左上のイメージに示す通り、駅舎のピロティという半閉鎖的な空間でありまして、広場の景観としての規制の趣旨にはそぐわないということで、禁止地域には含めないということにしております。

反対に、駅舎2階レベルに張り出すペデストリアンデッキについては、広場と一体の空間と認識できるため、禁止地域に含めることとしています。南口の広場のペデストリアンデッキについても、現状、禁止地域範囲に含めている状況です。

また、駅舎を含む民地につきましては、禁止地域に含めると、ビル名称などの自家用広告物にも厳しい規制がかかってしまうということから、これまで同様、禁止地域に含めな

いということにしております。一方で、議事1の景観の施策の取り組みについてご説明した通り、今後、景観面で民地の広告物の誘導というものを図っていきたいと考えております。

以上でご説明を終了いたします。禁止地域の範囲の追加変更案については、今後、パブリックコメントの手続きを進めていきたいと考えておりますので、それを踏まえて皆さまのご意見をお聞かせいただきたいと思います。ご審議をよろしく願いいたします。以上です。

(西村会長)

ありがとうございます。ご質問、ご意見があれば、お願いします。どうぞ。

(増子委員)

カラープランナーの増子です。先ほども議事1でお話しさせていただきましたけれども、この駅前広場の緑化の部分、都市の庭と書いてあるんですけども、どのぐらい緑化されるのかというのはわからないんですが、その隣の民地の部分が、今回、範囲に入っていないということなんです、ここは、どうしてもこの緑化した部分のバック側に当たると思うので、こちら辺を、やはり先ほどお伝えしたようなかたちで、なかなかこれ、ちょっと地権者の……。

(西村会長)

増子さん、どこが入っていないの？ どこが入っていないって指摘されているの？ あの地図のところを場所を教えてください。

(岡崎委員)

東横インが入っているビルの辺り。その民地の話。

(橋本委員)

万代広場の向かいの面の建物。

(西村会長)

民地？

(増子委員)

民地です。はい。

(事務局)

この民地の辺りということでしょうかね。

(増子委員)

はい。そこが、今回、誘導を検討するというで書かれているんですけども、こちら辺を緑化を意識したかたちで、先ほどお伝えしたようなかたちの、彩度を抑えたとか、そういったかたちの誘導を検討していただければなど、一言お伝えしておきたいなと思いました。以上です。

(西村会長)

ありがとうございます。事務局、何か意見はありますか。

(事務局)

はい。事務局の塩谷です。今のご指摘としては、この広場に面する民地のエリアの緑化ですとか、多分、広告物の色彩の制約の推進ということでのご意見だったかと思いたすので、こちらについては、この議事2としての禁止地域という、広告物が一切掲出できないという規制のエリアについても非常に厳しい規制になるということになりますので、これは小さいんですけども、ここに東横インと書かれているこういったサインまで小規模なものしか出せないという非常に厳しい規制になっておりますので、その規制ではなく、景観計画、ゆくゆくは特別区域のようなかたちで、こちらの駅周辺の民地を含めたエリア設定をさせていただいて、この中で広告物の規制についても併せて行っていくと。

それについて、先ほど議事1でご意見いただいた通り、緑化についても推進していくということで、今後、そちらについての検討をしていきたいと思いたす。

(西村会長)

桜井さん、どうぞ。

(桜井委員)

市民公募からの桜井です。私は二つほどありますが、では、最初に、同じ内容ということで、駅前この緑化のことについてからお話したいと思いたす。まず質問で、この図からいきますと、もちろんこれは予想図だけだと思いたすんですけども、全く樹木がないというふうに拝見できるんですけども、それは、まず、合っていますでしょうか。

(事務局)

事務局の塩谷です。この広場についての緑化がないということでしょうか。

(桜井委員)

緑化ではなく、私が見た感じでは、大きな大木という、いえいえ、すみません。その広場自体です。その広場が、ほかの資料を見ますと、私の理解では、市民が集えるような、椅子を置いたり、座るようなベンチがあったりということは想定されているわけですよ。

それに反して、大きな木が、大木がないという観点から、お花ですとか、芝生ですとか、それだけのレベルなのか、木陰を作るようなものを植える計画があるのか、最初にお伺いしたいです。

(事務局)

はい。こちら、中央部分がちょうど緑化の部分に当たるわけですけども、八つの島に見立ててあるわけですが、ここについては、当然高木もございます。この絵にはそういう感じに見えないかもしれませんが、ベンチと高木と合わせて、公園の中にベンチがあるという作りにはしていく予定です。

(桜井委員)

わかりました。ということは、といたすのは、新潟市を見ていると、せっかくベンチがあちこちに、確かに、やすらぎ堤の脇なんかもそうなんですけれども、座る場所は所々あるんですけども、全く木陰がないんです。萬代橋の脇の空間をステージみたいに作ってあるところがあるんですけども、あそこは、建物としては陰があるんですけども、その周り、木陰というか、椅子があっても木陰がなければ、この夏のかんかん照りのところへ誰も行か

ない。せっかくイベントをやっているのに、それはわかるんですけども、騒音にだけなっていて、実際、人が誰も行ってない。私も、脇を通っても行く気にならないという状況になっていると思うんですね。

だから、せっかくそこに投資をしているなら、やはり人が来るという流れを作ったほうがいいと思うんですよ。そのときには、イベントだけ、広告だけどんどんやりますとやるよりは、人が行きたくなるような環境作りをやらなければいけないと思っていて、なので、もっと木陰。で、木陰があるから休みたい。休んだときには喉が渇く。だから、飲み物を飲むところがあるからお金を払おう。そこで、また市の収入にもなると思いますし、人々の交流もできると思うんです。

なので、もっと、この図からですと、見てもよくわからないというレベルではなく、おお、このぐらい大きな、すてきな公園のような、お年寄りも、お子さんも、赤ちゃん連れのお母さんも行って、そこで座ってお話もできるような。新潟市に着いたら、駅前にこんなすてきな憩いの場所があるんだなとかたちにしたらいんじゃないかなと思います。

なので、繰り返しになりますが、見ないとわからないような高木の数よりは、お花のほうがもっと手間が私にかかると思うんですね。一年草みたいなものも多いですが、毎年毎年予算をつぎ込んで、で、またせっかくお花が終わったら取って、それに、やはり人、労力もかかりますし、お金も掛かるというよりは、緑葉樹で1年間茂っていて。

ただ、大雪になったときに枝が折れる心配があるとか、それは問題ですけども、新潟市はそこまではないと理解しています。イチョウの匂いが気になるようなものではなく、これからは、ヨーロッパはポプラ並木がありますし、葉っぱは確かに落ちるんですけども、ポプラは緑葉樹になりませんからほかのものにして、とにかく木陰をなあって。そうすると、鳥害の問題も出てくるとは思うんですけども、そこは、またご専門の方に知恵を絞っていただいて。そのお話です。

それと、2点目は、高架下交通広場です。こちらなんですけど、広場の景観として規制する趣旨にそぐわないとなっていますが、ぱっと見た目にはないかもしれませんが、やはりこの駅前広場に行くまでには通る場所ですよ、多くの方が。そうしますと、その規制をしないというのはどうなんだろうという。

半閉鎖的空間で広場の景観として規制する趣旨にそぐわないというのは、少しこじつけではないかなという感じがするんですね。広場に行くために通るということは、広場に行くわけですから、広場につながっていますから、通る方は、広場に行く、広場を通るのに、またそこからぱっと環境が変わるとというのが、逆に、ちょっと閉鎖的なので、日の光も当たらないとか、暗いごみごみした感じ。そこがそうやって暗いイメージの悪い巣窟のような感じになってしまうとどうかなという気はしないでもないですが、いかがでしょうか。

(西村会長)

じゃあ、事務局、お願いします。

(事務局)

はい。事務局の塩谷です。先にお話がありました、まず緑化の件につきましては、すみ

ません、今回の議論の趣旨が広告物の規制に関する議論ということで、ご説明の資料となりますので、緑化の資料という観点では、資料が乏しかったかなというところではございますが、この都市の庭の中には、常緑、落葉を含め、高木、中低木を含めて計画があるということを知っておりますので、この辺りはそういった空間になるということが考えられております。

2点目の高架下交通広場の件で、これも表現上の半閉鎖的空間という、ちょっと誤解を招くような表現にしておりまして、申し訳ありません。こちらについては、今、この左上に示すイメージパースのところなんですけれども、この駅舎が民地、駅舎もJRの所有ということで民地扱いになりまして、許可地域に入ることになっております。駅舎のこの壁面の辺り、こういった、ガラス張りになっているような空間ですとか、ここの面は駅舎の外壁面ということになりますので、広告物が許可されるエリアということで、当然、商業施設の広告物がこういったところには出ていきます。

加えて、こういったピロティ空間の柱なども、建築物としては駅舎というカウントになりますので、そういったところには、広告物がにぎわい上、出ていくということは必須かというところで、そういったものを含めて規制をかけてしまうと、非常に規制としては厳しい。にぎわいの観点でも、広告物というのは必要な部分が当然あるということで整理しておりますので、そういった観点でこちらの限定的な空間としては、あくまで広場という空間に対して、現状、ここの空間に対して規制をかけているという趣旨から少しずれる部分ということで、こちらについては禁止地域には含めないという整理をさせていただいております。

(桜井委員)

何でもOKというわけではなくて、あくまでもこの基準のほうは守らなくてはいけないというのが入っているわけですね。わかりました。はい。

(事務局)

そうですね。補足になりますが、こちらの高架下交通広場は、市の管理でもありますし、JR東日本さんも管理されていくということになりますので、いたずらに広告物が出ていくような、許可地域だから広告物が出るという解釈ではなくて、その敷地の所有者の管理という観点から、好き勝手に広告物が出せるという状況ではございませんので、そういった中で広告物が一切出せない、広告物の規制上、それをNGにしてしまうのはどうかという観点で、こちらについては禁止地域に含めないという整理をさせていただいております。

(西村会長)

藤山さん、今のは、旅行に関わることのような気がするんですが、旅行者にとってどうなんでしょうか。

(藤山委員)

藤山です。誘導のサインは、必ず必要だと思います。

(西村会長)

多分、ここの通路のところって、商業施設が両脇に張り付くんですね。で、お土産物売り場になるので、旅行者が帰り掛けにここに立ち寄って物を買っていくという少しにぎわいのある空間になるはずなんです、そこを禁止地区に含めないというご提案ですね。

(藤山委員)

先ほどおっしゃっていたように、根本的な規制のものがちゃんとあるので、それがあれば、そんなに突出しているものはないと思うので、わかりやすいものは必ずあったほうがいいと思います。

(西村会長)

どうもありがとうございます。今、柱のご説明があったんですが、駅舎は、この区域の規制外になるんですね。そうすると、駅舎全体の壁面もコントロールから外れるんですね。昔の駅舎は、すごく万代口のところに看板がたくさんベタベタと貼られていて、なかなか来訪者に、これがわれわれの駅なんだというのを誇れるような姿ではなかったので、そういう状況にならないようなことは多分お考えだと思うので、少し説明していただけますか。

(事務局)

はい。事務局の塩谷です。ご指摘の通り、JRの駅舎の外壁面につきましては、禁止地域ではなく、許可地域範囲内ということで、駅ビルサインですとか、商業施設のサインなども当然掲出されていきますので、そういった部分に関しては、この禁止地域の規制では行わないということにしておりますが、一方で、先ほどの良好な景観の形成という観点でいきますと、この駅前の広場や駅舎、民間の所有地のエリアも含めて、一体となってこの駅前広場ならびにこの都心軸の景観については、やはり整然とした景観というのも非常に重要になってくるかというところもございますので、そういった部分に関しては、別の手法で景観の規制、景観面の規制でコントロールするということが可能かと整理をしておりますので、そういった解釈でご認識いただければと思います。

(西村会長)

榎本さん、何か建築側の立場から今のことについてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょう。

(榎本委員)

建築士会の榎本と申します。今回の禁止地区範囲の変更案ということで、広場を入れていただいたのは、私はとても賛成できると思います。今までの禁止地域のちょうど間に入っておりますし、これからの新潟駅のシンボルとなる部分ですので、禁止地域に追加していただくのはいいことではないかと思います。

ただ今、事務局さまのほうからご説明があった建物に関しては、所有者がいるということで民地扱いということになりますので、景観の条例のほうで誘導していただければいいと思いますので、ぜひ新潟駅がすてきな駅になるように誘導していただければと思います。以上です。

(西村会長)

ありがとうございました。ほかにありますか。いいですか。それでは、議題3に進みましょう。議事3ですね。屋外広告物禁止地域および禁止物件への広告物等の掲出緩和についてです。では、事務局からまたご説明いただいた後、質疑をします。よろしく申し上げます。

(事務局)

はい。事務局の塩谷です。続いて、議事3、屋外広告物禁止地域および禁止物件への広告物などの掲出緩和についてご説明いたします。配布資料の資料3もしくはスクリーンをご覧ください。まず、公益上必要な案内板など、エリアマネジメント広告の掲出緩和についてご説明いたします。

初めに、公益上必要な案内板などについてご説明いたします。公益上必要な案内板とは、写真に示すような不特定多数の方が利用する公共性の高い標識や地図、案内誘導板などのことを言い、公共デジタルサイネージもこの中に含まれます。禁止地域・禁止物件において、これらの案内板などに広告物を掲出することは、現状、当市の制度上、不可能ということになっております。

これらの案内板に係る規制緩和の背景としまして、観光庁の示す観光ビジョンにおいて、全ての旅行者が快適に観光できる環境を実現するため、多言語対応による情報発信を推進していくことが掲げられています。多言語表示に対応したデジタルサイネージ型の公益上必要な案内板の設置を促進することとしておりまして、これらの案内板への広告物掲出に係る規制の弾力化が求められているという状況です。

次に、エリアマネジメントについてご説明いたします。エリアマネジメントとは、地域の良好な環境や価値の維持・向上を目的に各種活動を行うことであり、その活動内容やもたらす効果が公益性を有する活動のことを言います。エリアマネジメント活動の事例として、写真にお示しする通り、駅前広場でのイベント開催により来街者との交流創出や地域イメージの向上を図るような取り組みなどが他都市で行われています。

また、エリアマネジメント広告とは、公共空間を利用して広告物を表示し、得られた広告料収入をエリアマネジメント活動財源に充てるものを言います。加えて、優れたデザインの広告物を誘導することで、にぎわいや景観の向上にも寄与できる広告となります。エリアマネジメント広告について、禁止地域・禁止物件において掲出することは、現状、当市の制度上は不可能ということになっております。

エリアマネジメント広告に係る規制緩和の背景としまして、内閣府の示す、まち・ひと・しごと創生基本方針では、非営利団体なども含まれるエリアマネジメント団体の安定的な財源確保が課題となる中、広場や公園、道路といった公共空間において、広告物のスペースを販売し、得られた広告料収入の一部を団体の財源として充てつつ、一部をエリアマネジメント活動の費用に充てていただくことで、団体の継続的な自立および活動の推進をすることとしておりまして、エリアマネジメント広告の掲出に係る規制の弾力化が求められているという状況です。

これらの規制の弾力化の背景に、国土交通省が策定する屋外広告物条例ガイドラインの

一部が改正されまして、公益上必要な案内板などの場合は、広告料収入を案内板の設置・管理費用に充てるもの、エリアマネジメント広告の場合は、広告料収入を地域の公共的な取り組みなどの費用に充てるものについては、禁止地域や禁止物件に表示できるということが示されました。

また、国の改正の背景に加えまして、先にご説明した新潟駅・万代地区周辺将来ビジョンにおいては、ビジョンの実現に向けた方針の一つとして、まちと駅がつながり、一体感のある新潟駅前広場としていくため、整備後も広場を活用したエリアマネジメントを推進するということが掲げられておりまして、新潟駅前広場の整備と合わせて屋外広告物の柔軟な運用を検討していくことが必要という状況となっております。

当市においても、国のガイドラインおよび将来ビジョンの方針にならない、これらの広告物の掲出を緩和するための適用除外の基準を今回の改正で設ける予定としております。適用除外の条件は、前スライドにお示した国のガイドラインと同様としております。

また、適用除外の範囲については、これも国のガイドラインと同様ということにしておりまして、禁止地域は、全域での緩和、禁止物件は、公益上必要な案内板などについては、近年で公共デジタルサイネージの掲出が進んでいる街灯柱と路上変圧器を対象に緩和、エリアマネジメント広告については、よう壁ですとか、送電塔といった物件も含めて緩和の対象ということにしております。

また、適用除外となる場合、屋外広告物の許可申請を行った上で設置の手続きとなりますが、設置できるものの基準として、良好な景観の形成または風致の維持もしくは向上に寄与するものとして、市長と協議が調った掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩等であることという基準を設ける方向で検討しています。

これらの広告物の手続きフロー案をご説明いたします。禁止地域・禁止物件における広告物の計画は、許可申請の前に屋外広告物の景観事前協議を行っていただくということを検討しています。景観事前協議とは、既に規定されている制度の一つでありまして、大規模な広告物などの協議制度のことを言います。この制度の協議対象に、今回のものについても追加する方向で検討しています。

景観事前協議を市で受け付けた後、良好な景観の形成または風致の維持もしくは向上に寄与する計画かどうか、市で審査を行います。必要に応じて景観アドバイザーへ相談いたします。

基準に適合している場合は、協議成立として通常の許可申請の手続きに移行することとなりますが、不適合だった場合は、市から事業者に対して指導を行いまして、事業者のほうで指導に対する改善を行っていただきます。

改善内容が基準に適合していれば協議成立ですが、どうしても改善できないという場合は協議不調ということになりまして、協議が調うことが設置の基準ということになっておりますことから、実質不許可ということになります。協議が調ったもののみ許可申請の手続きに進めるという手続きフローとなっております。

参考に、他都市でのこれらの取り組み事例についてご紹介いたします。公益上必要な案

内板などの事例として、歩道上に設置した観光案内板のデジタルサイネージや駅前広場に設置したシティナビゲーションとしてのデジタルサイネージ、路上変圧器に設置したデジタルサイネージ、街灯柱や5Gスポットの機能を有したスマートポールへのデジタルサイネージなどが事例としてここに書かれています。

また、エリアマネジメント広告の事例として、歩道の街灯柱に取り付けたフラッグや、ペDESTリアンデッキに取り付けたバナーフラッグ、ペDESTリアンデッキに取り付けたギャラリーボードや、デジタルサイネージビジョンなどの設置が取り組まれているという状況です。

次に、話は変わりますが、景観重要建造物などへの広告物の掲出緩和についてご説明いたします。景観重要建造物とは、地域の景観形成上重要な建造物を所有者の意見を聞いた上で市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として保全を図る制度となっております。当市では、現時点で、行形亭（いきなりや）さんの表門と塀と土蔵、北方文化博物館新潟分館の土蔵、旧片桐家住宅さんの主屋と土蔵の計5件を指定しております。

景観重要建造物と景観重要樹木を、景観重要建造物などと呼ぶこととし、これらの広告物の規制と課題についてご説明いたします。

景観重要建造物などは禁止物件ということになりますので、原則広告物を掲出することができません。一方で、建造物で店舗などを営業されている場合は、当然ながら広告物が必要ということになりまして、建造物を活用するという観点からは、当市の現状の基準はやや厳しいという位置付けにございます。

そこで、国のガイドラインにおいては、景観重要建造物などにおいては、自家用広告物でおおむね5平米の広告物であることが望ましいという基準の目安が示されております。国ガイドラインを参考に、当市の景観重要建造物などで掲出できる、広告物等が柔軟に掲出できるように適用除外の基準を設ける検討をしております。適用除外の要件として、自家用広告物であること、1物件につき5平米以内であることとする予定です。

以上でご説明を終了いたします。広告物の掲出緩和案について、こちらも、今後、パブリックコメントの手続きを進めていきたいと考えておりますので、それを踏まえて皆さまのご意見をお聞かせいただきたいと思います。ご審議をよろしく願いいたします。以上です。

（西村会長）

何かご意見はありますか。はい。染谷さん、お願いします。

（染谷委員）

北陸地方整備局の染谷と申します。今回の広告の緩和で景観重要建築物の指定が増える可能性はあるんですか。

（事務局）

事務局の、塩谷です。今後、増える見込みがあるかということでしょうか。現時点では、具体的な案件候補についてはまだ出ていない状況ではございますが、今後、やはり順次、増やしていければと考えております。

(染谷委員)

ありがとうございます。

(西村会長)

増やしたほうがいいのかというご意見ですか。それとも、抑制したほうが。

(染谷委員)

広告が出せるとなると、今までは断った人が、してみようかなというのは出てくる例があるのかなと思ひましてお聞きした次第でございます。

(西村会長)

ありがとうございます。ほかにありますか。田中さんから。

(田中委員)

田中と申します。先ほどからの議題に全体の感想をさらっと述べさせていただくと、エリアで示していただいたところにもそれぞれ雰囲気が存在していると思うんですけども、景観のできるということというのは、色の規制ですとか、広告の規制で、今後、策定していく中で、規制の強弱というようなところでエリアの特性をより出してしていくのかなと感じております。

そういった中で、先ほど駅前禁止ということで、広告物禁止のエリアということで、緑化のお話がありましたけれども、そのエリアごとの強弱というところで、禁止のところと接するところは、こちらはちょっと緩和、緩めになるけれども、接している面に関しては、ちょっと強くするとか、そういった強弱というところで、何か工夫をしていただけたらいいのかなと感じております。

今のエリアマネジメントなんですけれども、広告物禁止のエリアである駅前にそういったかたちで広告を入れていくという認識でよろしかったでしょうか。

(事務局)

はい。事務局の塩谷です。1点目の件につきましては、まさにその規制の強弱というところで、景観のコントロールということについては、今後取り組んでまいりたいと思ひます。

エリアマネジメント広告については、新潟駅前広場が禁止地域である一方で、やはりこういった公共空間を活用して、広告物を掲出してにぎわいを図ったりですとか、そのための活動財源にさせていただくような取り組みの一つとして、今回緩和するという趣旨になっておりますので、こういったものについては、今後、広場の整備が進んだ後、活用が進んでいくものと見込まれます。

(田中委員)

今、前の駅舎がなくなって、大きな雑然とした広告みたいなものがなくなって、だいぶすっきりしたなという印象はあるんですけども、前の駅舎よりもちょっとセットバックして、高さも低くなっているんでしょうか。どうなんでしょうか。ちょっとおとなしくなったような印象がありまして、ただ、駅前広場ができてまた樹木が植わったりすると、にぎわいが創出されることを今は期待して待っているという状況なので、こういったエリア

マネジメントの広告が入ってくることで、ある程度規制された広告でにぎわいの彩りを添えるというのはすごく有効なことかなと思っております。

で、資料にありました、大阪のフラッグが付いたような、こういったものですね。このデザイン自体が格好いいので、こういった辺りに、多少、新潟のシンボリックなデザインを盛り込んでいただいて、こういうのに何か変なデザインが入ってこないような、こちらが格好よく収まっていて、融合していて、広告もうまく取り込んでいただけたらいいのではないかなと思っております。

(西村会長)

いいですか。事務局、何か一言ありますか。

(事務局)

はい。事務局の塩谷です。先ほどございましたこういった大阪市さんの事例などは、デザイン基準を設けて、良好な景観に資するような方向性で審査されたものが広告物として出せるという状況としておりますので、今回、われわれも、こういったものを禁止地域に出せるということにしつつも、やはりそういったものに関しては、デザインのいいものを出してほしいということもございますので、そういった中で、景観事前協議という協議制度の中で枠組みを設けて審査をしてまいりたいと思います。

(西村会長)

いいですか、田中さん。

(田中委員)

はい。

(西村会長)

それじゃあ、橋本先生、お願いします。

(橋本委員)

橋本です。屋外広告物の禁止地域に、資料2のほうで適用除外という項目がありますよね。10 平米以下であれば3 個以内という。それと、エリアマネジメント広告物、デジタルサイネージであれば10 平米以内に収まるケースが出てくると思うんですが、このフローチャートの中で、適用除外のものと、このエリアマネジメント広告の場合、どういうふうに扱うのかという、もうちょっと詳しく教えてもらいたいんですが。

(事務局)

事務局の塩谷です。今の質問の趣旨を確認させていただきたいんですが。

(橋本委員)

資料の10 ページです。2の10 ページの適用除外ということの。

(事務局)

2の10 ですね。はい。適用除外の自家用広告物の合計10 平米以内というところでしょうか。

(橋本委員)

そうです。

(事務局)

はい。適用除外については、禁止地域・禁止物件でも、許可不要で掲出できるという状況になります。いわゆる小規模な面積の広告物については、この広告物条例上は許可が不要ということになりますので、そうしますと、先ほどフロー図でお示しした事前協議、許可制度に含まれないということで、事前協議制度も枠組みとしては不要ということになりますので、あくまで景観事前協議の対象としては、それ以上の広告物が対象ということにはなりません。

(橋本委員)

そうすると、このエリアマネジメント広告が、ある個人の事業者が自家用の広告物でとなつて、デジタルサイネージ、10 平米以下であれば、このフローチャートには載せなくてもいいということですか。

(事務局)

広告物条例上は許可が不要ということになりますので、条例上の必要な手続きというのは必要ないということになりますけれども、先ほどもご説明をさせていただいたんですが、当然、広場の管理者として設置のよしあしを判断するということがまず前提にございますので、一事業者さんが広場に広告物を設置したいと、それを市がどういうふう審査するかというかたちの、まずは、広告物条例以前のところの手続きが必要になってくるかなとは思っています。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。補足もあるんですけども、今、ここの議論になっているのが新潟駅前広場ということで、新潟駅前広場で自家用広告ということになると、基本的には、広場の管理者の新潟市が出す看板ということになると思いますので。

(橋本委員)

それ以外は出せない。

(事務局)

新潟市は、10 平米でデジタルサイネージを出しても、先ほどの資料の2の10 ページの適用除外というものも適用できるかと思うんです。

(橋本委員)

JRさんは、違うんですか。

(事務局)

広場の協定というものがあつて、その辺でどういう扱いになっているか確認しないと、自分はお答えできかねる部分はあるんですけども、可能性としては、もしかしたら自家用広告として広告を出せるかもしれません。

ただ、それ以外の第三者の企業さんにとっては駅前広場は、自分の敷地ですとか、営業の場所ではありませんので、自家用の扱いにはならないというかたちになるかと。そうすると、出せるとすると、このエリアマネジメントを団体としてしていただいて、この9ページのフローによって、デザインの審査などをしていくというかたちです。

(橋本委員)

はい。わかりました。

(西村会長)

いいですか、橋本先生。

(橋本委員)

はい。

(西村会長)

じゃあ、岡崎先生。

(岡崎委員)

確認なんですけれども、今、もっぱら駅前広場のことのようなお話で伺ってございましたけれども、今回緩和するのは、市全域ですよ。駅前広場にかかわらず禁止地域全域なので、低層住居専用地域とか、風致地区とか、文化財指定地域とか、高速道路、鉄道のうんぬん、もろもろ全てということですかね。

(事務局)

はい、事務局の塩谷です。ご指摘の通り、今回のこの適用除外については、市全域の禁止地域において緩和するものということで検討しています。

(岡崎委員)

それで、あんまり駅前広場のことしか考えていなかったんですけども、その駅前広場はいいとして、それ以外のところで、例えば、具体的に何かそういうのが出てきそうな案件があるとか、あるいはコントロールが難しくなるようなケースというのはいないですか、大丈夫ですか。駅前広場以外のことは全然考えていなかったもので、大丈夫そうですか。

(事務局)

例えばでいきますと、禁止地域に含まれております、都市公園などのエリアと考えていきますと、都市公園の管理をしている新潟市が管理主体ということになりますので、駅前広場と同じような状況が考えられるかと思えます。

(西村会長)

そうか。駅前広場だけだと思っていた。そうなんですね。

(事務局)

あくまで国のガイドライン、他都市の状況においても、この禁止地域全域においてこの適用除外の基準を設けるということになっておりますので、事例として出てきますのは、やはりこういったにぎわいの観点でいきますと、駅前広場とか、そういったところでの事例が、多分大半かと思われていますが。

(岡崎委員)

はい。ありがとうございます。参考資料2の屋外広告物条例のあらましに、これですね。これに禁止地域のリストが出ていまして、5ページを見ていただくと。そういったように市が持っているような地域に関しては多分心配ないですけども、例えばですけども、国定公園のエリアとかが入っているんで、佐潟の周りとか、あるいは風致地区で、例えば

秋葉風致地区とかが入っていますから、そういうところ。でも、まず出てこないような気がするんで、大丈夫のような気がしたんですけども、一応伺って。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。今、岡崎委員のご指摘の通り、例えば、皆さんに見ていただいているところだと、おおむね市の土地が多いんですが、例えば、菖蒲塚古墳は、古墳なんですけれども、こちらの一部に民有地が入っていたりしますので、今、禁止地域として新潟市が指定している、土地の所有関係ですね。必ずしも新潟市が所有しているというものではないと。

また、例えば、市街化調整区域の高速道路沿い、いわゆる田園部とっていただければいいと思うんですけども、そこは、確実に新潟市の土地以外にも含まれているというところにはなります。

ただ、そこで、田園部の田んぼの中でエリアマネジメントをして稼いでいこうというところが、なかなか想像しづらいかなというところは、現実的にはあろうかなと思うんです。あるいは、保存樹の部分でしょうか。指定された保存樹林というものがありますけれども、こちらも、おおむね民地の方が多いわけなんですけれども、なかなかそういったところのエリアマネジメントをして稼いでいく、あるいは、そういったにぎわいを創出していくという団体ができてというところは、現時点ではなかなか想像しづらい。想像できるのは、新潟駅前広場というのは第一に来るのかなと思いました。あるいは、公園とかも、今後、あり得る候補の一つなのかなという認識ではおります。

(西村会長)

貴重なご指摘でしたね。ありがとうございます。ほかにありますか。はい、どうぞ。

(久保委員)

景観重要建造物の広告物掲出緩和案についてなんですけれども、こういった建造物の活用を促進するという意味で緩和案に非常に賛成なんですけれども、1点、国の参考にしてあるガイドラインには、自家用広告物でおおむね5平米以下で、プラス、周囲の景観と調和したものというのがあって、その周囲の景観と調和したものというのが一番、特に大事なのかなと思いますが、適用除外の要件の中に今入っていないように思われますので、それは必要不可欠なんじゃないかというのが1点です。

あとは、1物件につき5平方メートルというのも、なかなか、例えば1物件というのも、非常に大きいもので、例えば、幾つも玄関を設けているようなところで、例えば5平方メートル以内というのが、同じようなかたちで考えると、活用する上でちょっと物足りないという場合もあるのかなと、あり得るとは思う面もあるので、何かその辺り。

例えば、難しいですけども、面積当たり、壁面当たりというような、壁面当たりについての何平米であったりとか、あとは、内容的に、例えば、片桐さんののれんであったり、ちょうちんだったり、より景観に適したものについては、基準を少し緩和だったりとか、そういった、もう少し内容によって柔軟なものがまたあったらいいのではないかと思いますので、その2点、今、何か考えていることがありましたら教えていただければと思

います。

(西村会長)

じゃあ、事務局、お願いします。

(事務局)

はい。事務局の塩谷です。今、ご指摘がありました通りで、景観重要建造物、比較的歴史的な建物を今現状しているという状況がございますけれども、当然現代的な建物と重要建造物として指定できることになっていきますので、さまざまなデザインの建造物を指定すること自体は可能な制度ということになっております。

じゃあ、それがどういったものがデザインとしていいかというものは、当然ながら、その重要建造物ごとに異なる要素になってくるということが考えられますので、今、現状としては、一律の基準を設けるということには、基準を定めること自体が難しいというところからそういった整理をさせていただいております。

今ご指摘にあったところでいきますと、5平米という、絶対量として計るべきではなく、またのれんのデザインとか、そういったものでより大きな面積を出しても、景観上は調和するということの方向性に関しては、ご指摘の通りの部分もあるかなと思いますので、検討を深めたいと思います。

(久保委員)

周囲の景観に調和したものというのが、入れていないというのは、何か意図があるのでしょうか。

(事務局)

はい。周囲の景観に調和するものという基準はどこで審査するかということにもなってくると思いますので、そういった審査の枠組みを検討するということも含めて必要な検討ということで、今、いったん記載を省いている部分もございましたが、その辺も含めて、またさらに検討させていただきたいと思います。

(事務局)

なかなか調和というのが難しいというところで、17 ページの今回の提案では、調和というところよりは、表示内容ですね。店舗名ですとか、商標ですとか、営業内容、この内容を限定するという手法を選択したという案にはなっておりますが、ご指摘の部分はあろうかと思います。ちょっと検討していきたいと思います。

(橋本委員)

ついでに聞くけれども、この銘板というのは広告物になるの？ 重要文化財みたいなもの。それも広告物になっちゃうんですか。

(事務局)

屋外広告物法上の定義には当てはまる、屋外広告物になりますが、これも、先ほどの資料の2の10 ページですね。適用除外というところで、一番上に、法令の規定により表示するものは、禁止物件であっても掲出できるということになっていまして、この景観重要建造物の銘板があるんですけれども、こちらは、景観法に基づいて表示しなさいと、自治体

がしなさいということになっています。そういうことで適用除外ということになっていくということになります。

(橋本委員)

わかりました。面積には入るということですね。

(事務局)

これから全体のたてつけを考えますが、入れることも可能ですし、基本的には、5平米に入れないということが、新潟市で、今のところの枠組みですと、そういうかたちで積算していくというかたちになるのかなと思っております。

(西村会長)

今回の提案がパブリックコメントに回るんですか。

(事務局)

今日のご意見をいただいた中で検討をさらに深めさせていただいて、その内容でパブリックコメントに移るというかたちにさせていただきたいと思いますので、今回ご意見いただいたもので、必要に応じて修正案というかたちで事前にお示しをまた委員の皆さまにさせていただいた上でパブリックコメントに移りたいと思います。

(西村会長)

今の久保さんのご提案は、周囲の景観と調和したものというのを、(3)で入れるということが可能であれば入れてほしいという提案だと思うんだけど、そのためのチェックは、景観アドバイザーがいるわけだから、個別の事案についてどう判断するかというのは、橋本先生の景観アドバイザーたちにお任せすればいいんじゃないかと思うんだけど、そこはどうなんでしょうね。

(事務局)

そうですね。アドバイザーの意見を聞いて、また市で審査するという枠組みも考えられるかなと思いますので、その枠組みを検討した上で、また方向性を示させていただきたいと思います。

(西村会長)

少なくとも国が出しているこういうガイドラインをネジっちゃうのは、少し乱暴かもしれないですね。

(事務局)

はい、わかりました。

(西村会長)

はい。じゃあ、岡崎先生。

(岡崎委員)

すみません、中身の話じゃないんですけども、今のことで、パブコメにこれを出す前に審議会がないのであれば、少なくとも会長には一度ご確認いただいてからにしてくださいと思います。

(事務局)

はい、わかりました。

(西村会長)

はい、わかりました。それぞれのご指摘はとても重要なご指摘であったので、ぜひご検討いただいて。はい、どうぞ。

(寺尾委員)

すみません。緩和策が柔軟に対応できるということなので賛成なんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですけれども、このフロー案の中で、事前協議というものがあって、既に大規模な広告物の協議制度というのがあるということなんですけれども、これは、すみません、探したんですけれども、この制度の規則があるのか、見当たらなかったんですけれども、これはどういうようなかたちになっているのか。

特にこれ、今回で言うと、この内容がすごく重要というか、どういうのを出すのかというのが非常に重要になってくるのかなと思うので、この協議がどういう制度になっているのかというのを、どこを見ればいいのかというのを教えていただければというのがまず1点です。

(事務局)

はい、事務局の塩谷です。参考資料2をご覧ください。9ページになります。こちらに景観事前協議というものを記載しておりまして、広告物の基準として、先ほど簡単に大規模の広告物というふうに表現させていただきましたけれども、建物の地上高さから15メートルを超える広告物ですとか、1000平米を超える建物の新築等に関わる広告物、1000平米を超えるような建物の2分の1を超える修繕とかに関わる広告物などがこの協議の対象ということになりまして、この協議を許可申請の30日以上前に申請をしていただくという枠組みになっております。

ここの事前協議の中で、先ほどご説明したような協議を行いまして、その協議を経て、屋外広告物の許可申請に進めていただくという制度になっております。

(寺尾委員)

そうすると、それは、条例の第3条の6項ということによろしいですかね。

(事務局)

はい。ご指摘の通り、条例の第3条の6項の規定ということになります。参考資料の3の部分になります。

(寺尾委員)

7項で助言・指導というものがあるかと思うんですけれども、先ほどのご説明だと、この協議が調わなかったら申請すらできないというのが、そもそも申請の基準に合わないというか、何か門前払いみたいな話があったかと思うんですけれども、それはどこかに定めがあるのですか。これだと、助言・指導するものとするということのみなのかなと思って読んでいたんですけれども。

(事務局)

はい。今のところのご指摘でいきますと、資料3の8ページの下段の設置基準というと

ころですね。こちらで良好な景観の形成、風致の維持、もしくは、向上に寄与するものとして協議が調うものであると。

(寺尾委員)

どこですか、すみません。

(事務局)

資料3になります。

(寺尾委員)

3の8ページ？

(事務局)

8ページになります。

(寺尾委員)

何条になりますか。

(事務局)

こちらの8ページの下段の設置基準というものを、参考資料3の適用除外の基準というものが別表2というところに規定しておりまして、そちらの適用除外の基準の中にこの協議が調った基準というものを設ける予定にしております。

(寺尾委員)

そうすると、今あるのではなくて、新たにそれを作るということですか。

(事務局)

今回新たにこの基準を設ける予定です。

(寺尾委員)

そうすると、今はないということなんですか。

(事務局)

そうですね、今は、あくまで助言・指導できるという規定が今はあるという状況です。

(寺尾委員)

それに対しての何か申し立てとかはできるんですかね。条例とかができるのかなと思うんですけども、協議で駄目だという話になるとどうか。差し当たり申請して、その要件がおかしいという話になるのかな。協議、申請、協議が成立しなかったことがおかしいというような問題になるんですかね、そうすると。

(西村会長)

申請者が不服申し立てができる仕組みがないと駄目ですよということですか。

(寺尾委員)

そうですね。没じゃないですけども、事前協議で何かはねられてしまって申請すらできないという話になるのかなと思って。そうすると、どういう手続きになるのかなというのが気になったところがあります。あとは、すみません、これは広告料収入なんで、これは契約になるんですか。最終的には、許可が下りてからの契約というかたちになるんですか。

(事務局)

はい。基本的には、そうですね、契約というかたちになろうかと思います。契約のかたちの中には、この広告物条例上の、市で直接的な関わりがあるというよりかは、その土地の管理者と広告主さんとの契約ということになるかと思いますが。

(寺尾委員)

私のイメージだと、広告を設置するというのは、市のようなイメージがあったんですけども、先ほど、民もあるということになると、民で広告の契約をして、広告料収入を受ける側の民のほうは、その受けた収入は、公益の、公共的な取り組みの費用に全部回さないといけないみたいな規約になるんですかね、そうすると。

(事務局)

今、広告物条例上の審査の一つとしては、エリアマネジメントのこの活動の、一部または全部を還元していただくという条件で審査することとしておりますので、必ずしも全部の広告収入を回していただく必要はないという解釈ではあります。

(寺尾委員)

一部はあるわけですね。

(事務局)

補足ですけれども、今の広告料の兼ね合いなんですけど、実際、この申請をいただくときに、まさにそういったエリアマネジメント活動をどのような資金計画で行っていくか、公共活動に転換していくかという、書類ですね、申請書類の一部として頂こうというかたちで今検討しているところです。

(寺尾委員)

わかりました。ありがとうございます。

(西村会長)

いいですか。寺尾さん、いいですか。

(寺尾委員)

はい。

(西村会長)

ありがとうございます。あと一方、手を上げて。はい。

(桜井委員)

公募の桜井です。

(西村会長)

時間が押しているなので、手短かに質問をしてください。

(桜井委員)

そうですね。わかりました。景観に係る、美しい景観かどうかというのは個人差がいろいろあると思うんですけども、やはり統一性というのがとても大事だなと感じています。

それで、このエリアマネジメント広告についてなんですけれども、事例が、とてもきれ

いなものが、大阪とかは載っていますが、新潟市には、このようなものをこれから作る予定はございますか。市のほうでのエリアマネジメント広告用の塔と言いますか、この場所はこういうふうにすると。で、具体的なソフトの部分だけは公募するというかたちで進めるんですか。

(事務局)

はい、事務局の塩谷です。駅前広場のことを言いますと、今まさに整備が進んでいるところの中で、その整備に合わせて設置できる環境も含めて検討しているという状況かと思えます。

(桜井委員)

できるかもしれないと。わかりました。それと、もう一点なんですけれども、久保さんともかぶりますが、国の屋外広告物条例ガイドラインで、周囲の景観と調和したものとすることが望ましいという、この説明の仕方なんですけど、言葉尻を取るというふうに言われてしまえばそれで終わりかもしれないですけど、前回のいろいろな基準の表現のほうでも、いろんなよい提案しているんですけど、最後の締めがいつも、使用するよう努めることですか、開放感が感じられるよう努めること、工夫すること、そういうふうには、するのではなく、するように努める、望ましいというふうな、全てがそういう終わり方をしているんです。

そうしますと、例えば、実際に問題があるような提案事項のことがあったときに、いや、私は努めましたとなって、逃げ道になるのではないかということが一市民として気になっていましたがどうなんでしょうか。

(事務局)

はい。事務局の塩谷です。こういった努力的な基準の要素と申しますか、こういったものは、他都市においても運用されているような状況もございますし、義務的な要素として規定すべき内容かどうかというところもあろうかと思えます。まさにデザインの部分でいきますと、定量的なものでは測れないものも当然ながらございますので、そういったものをアドバイザー等のご意見も賜りながら、客観的な評価をさせていただいて、それによしあしを判断するという枠組みも、デザイン的な審査という観点では必要かと思えます。

(桜井委員)

わかりました。では、実際に、それでごちゃごちゃになって、いや、私は努力をしたし、これが優れたデザインであると思っているので、考えは曲げませんよという業者が出てきたときにも問題にはならないという理解でよろしいですか。

(西村会長)

多分、その交渉をするのが景観アドバイザーなんですね。で、一律に線を引くんじゃないで、出たり入ったりする景観のデザインの幅をうまく詰めていくのが、やっぱり人対人との交渉なので、そこに私は景観アドバイザーという仕組みで補おうとしているんです。なかなか難しい問題ですけども。

(桜井委員)

それを尊重しているということですね。わかりました。ありがとうございます。

(事務局)

一応、その努めることを付けるか、付けないかという、多分、端的にそういうご意見だと思っただけですけども。

(桜井委員)

逃げ道ができないかなという。

(事務局)

おっしゃる通りの部分があるのかなと思って、その語尾の部分もどうあるべきか、そして、それとセットして審査の方法をどういうふうにしていくかというのは、多分関係があると思いますので、そこの辺は少し整理して、深めたいと思います。

(桜井委員)

ありがとうございます。

(西村会長)

ありがとうございます。最後に報告があるので、報告を。パブリックコメントの実施結果についてという報告をお聞きして、またご意見をいただいて終わろうと思いますが、少し押していますので、よろしく願います。それでは願います。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。信濃川沿岸地区の景観計画等の変更案に対するパブリックコメントの結果についてご報告させていただきます。お手元の配布の資料の4をご覧ください。

初めに、1、パブリックコメントの実施結果について説明します。ご意見の募集は、前回の景観審議会後の令和5年3月8日から令和5年4月6日まで30日間実施いたしました。本市の広報誌である市報にいがたのほか、市のホームページや、SNS、各区役所の窓口等で配布し、広報を行いました。結果、5名の方から18のご意見をいただきました。

次に、2、ご意見の内容について説明します。2の表は、18のご意見を内容ごとに整理したもので、ご意見の趣旨を損なわない範囲で要約等をさせていただきます。

建物の高さにつきましては、5名の方から七つのご意見がありまして、もっと緩和すべきとの趣旨のご意見が2名、案に賛成のご意見が1名、緩和は縮小すべきとのご意見が2名となっております。また、色彩や屋外広告物に関して直接言及いただいたご意見はございませんでした。

表の上のほうからご意見の概要について説明いたします。まず、建物の高さについてです。もっと緩和すべきとの趣旨として、都市再生緊急整備地域内で景観計画により高さ制限を行うことはダブルスタンダードであり、特別区域を除外するか、高さの標準は不要ではないかや、万代島エリアと萬代橋周辺エリアは、共に高さの上限を145メートルにすべきとのご意見。それから、今回の変更案は妥当であるとのご意見。緩和は縮小すべきとの趣旨として、萬代橋周辺エリアの高さの標準について、やすらぎ堤沿いは50メートル以下を標準とするとすべきとのご意見。50メートル以上の高いビルは威圧感があり、景観が損

なわれるとのご意見。花火が打ち上がる近辺には、高さ 50 メートル以上の建物は認めないでほしいとのご意見がありました。

2 ページ目をご覧ください。高さ以外の基準に関するご意見になります。基準の表現に関するご意見や壁面の見付け面積の計算方法に関するご意見。緑化率の上限を本市の公共施設緑化ガイドラインと同じ 25% とすべきとのご意見。緑地やオープンスペースの維持管理に関することなどのご意見がありました。

14 番以降は、今回の景観計画等の変更案の内容に直接言及がないご意見というかたちにはなりますが、信濃川を壁状にふさいでいる箇所が現在は多く、景観上好ましくないのご意見や、建物の高さだけでなく、デザインやにぎわいの創出も重要とのご意見。高層ビルでなくとも魅力的な都市づくりができるのではないかとのご意見。ビル風や建物の日陰によるやすらぎ堤の樹木の生育に配慮された建物とすべきとのご意見がありました。

次に、3、次回の景観審議会に向けた方向性の案についてです。まず、(1) パブリックコメントのご意見についてです。高さ制限については、今ご説明させていただいた通り、もっと緩和すべき、変更案は妥当ではないか、緩和は縮小すべきなどのさまざまなご意見がありました。現時点では、前回の景観審議会でもまとめた案を尊重していきたいと考えております。

また、高さ以外の基準につきましては、ご意見を踏まえ、表現の修正などについて検討していきたいと考えております。特に緑化率につきましては、パブリックコメントでのご意見にあるように、本市の公共施設の緑地のガイドラインの数値基準のほか、都市計画の制限である都市緑地法の緑化地域の緑化率との比較も含め、算定式は変更せずに、上限を 25% とする方向で検討していきたいと考えております。

また、前回の景観審議会において、屋外広告物の表示面積や色彩などに関する誘導基準などについてご意見をいただいております。これにつきましては、引き続き検討を進めていきたいと考えておまして、このような方向性として、来月上旬に開催予定の新潟市都市計画審議会でもご意見を伺いまして、次の景観審議会でも諮問させていただきたいと考えております。以上で、信濃川沿岸地区のパブリックコメントの結果について報告を終わります。(西村会長)

ありがとうございます。12 時が鳴りましたが、少しご意見をいただきたいと思っております。何かご意見、ご質問がある方、お願いします。今、赤字のところを読んでいただきましたけれども、これは全部を読んだほうがいいと思うので、ぜひ皆さま、後で全文に目をお通しいただきたいと思っております。岡崎先生、何か。いいですか。

前回の委員会は、なかなか難しい決定をした委員会でした。で、パブリックコメントがこういうふうになりました。一つ一つのコメントは、全部の市民のご意見を反映したものじゃないんですけども、われわれとしてよく見ておかなきゃならないコメントが一つ一つだと思っております。この後の手続きはどうなるんですか。

(事務局)

この後ですが、来月に、新潟市の都市計画の審議会というものがございまして、そこで

も景観計画の変更の部分を中心にご意見を伺うというかたちになります。その後、順調にいけば、景観審議会で最終的な案としてお示ししていきたいと考えております。

また、景観条例という部分がございますので、景観条例につきましては、景観審議会の後、最後に市議会でご審議いただいて条例を施行していくという流れになります。

(西村会長)

ありがとうございます。今回の議題の2と3も同じくパブリックコメントにつながる議題でした。たくさんご意見をいただいたので、ご検討いただいて、岡崎先生からは委員長宛てと言われましたけれども、副委員長と委員長で目を通させていただいて、で、進めていただくということになったほうがいいんだろうと思います。よろしくお願いします。

これで全体の議事が終わりますけれども、何か特にご発言があればお受けしますが、いかがでしょうか。

多分、全員の方がご発言いただいたような気がします。少し高さの制限も広告物に関しても、今までのものから少し緩くなる方向で景観のコントロールがこれからされることになりますけれども、その中で、大事なものは大事なものとして、われわれとしてちゃんと保持しなきゃいけないし、それを新潟の将来の子どもたちに残しておかなきゃいけないので、そういう意識で、ぜひ皆さんからのご意見をいただき、いい景観行政になっていくようにわれわれとしても活動したいと思いますのでよろしくお願いします。今日はありがとうございました。事務局へお返しします。

(司会)

西村会長、ありがとうございました。本日は、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。以上で、第34回新潟市景観審議会を閉会といたします。

(終了)